

介護職員等特定処遇改善加算に係るフロー図

<定義>

グループ a： 経験・技能のある介護職員
 グループ b： aを除く介護職員
 グループ c： 介護職員以外の職員

処遇改善加算： 介護職員処遇改善加算
 特定加算： 介護職員等特定処遇改善加算

※このフロー図には概略が記載されているため、詳細については必ず国通知を確認のこと。

① 処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の届出を行っている。【処遇改善加算要件】

いいえ
 特定加算は算定不可
 ※特定加算の算定開始の前又は同時に処遇改善加算の算定を開始する場合は特定加算を算定可→②へ

↓ はい

② 【職場環境等要件】
 ・職場環境等要件の6区分（「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」）について、6区分のうち3区分以上で、それぞれで1以上の取組を行う。
 ・届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善除く）の内容を全職員に周知している。

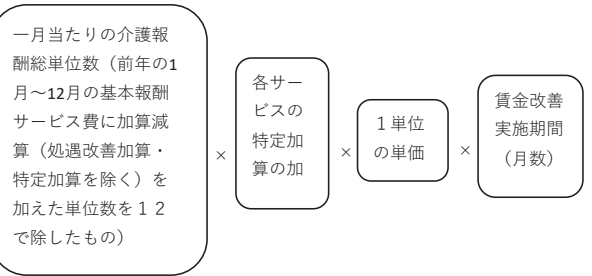
↓ はい

③ グループ a を設定（介護福祉士の資格は必須）
 ※グループ a では介護福祉士の資格は必要だが、10年以上の勤続年数がなくても業務・技能等を勘案し対象とできる。他の法人等での経験も年数にカウント可能。
 ※グループ a の設定基準を計画書（別紙様式 2-1 の 2（3）ロ）に記載
 ※介護福祉士がいない等によりグループ a の設定ができない場合でも、特定加算は算定可（グループ a が設定不可の理由を計画書（別紙様式 2-1 の 2（3）ロ）に記載）

↓

④ 特定加算の加算区分を確認し、算定見込額を算出
 【介護福祉士の配置等要件】サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分、又はサービスごとに要件とされる加算の区分を算定している
 ・介護福祉士の配置等要件を満たす→特定加算（Ⅰ）が算定可
 ・介護福祉士の配置等要件を満たさない→特定加算（Ⅱ）

<特定加算の算定見込額の計算方法>



※事業所ごとの勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて加算されるものではない

↓

⑤ 加算算定見込額を上回る賃金改善所要額の配分方法を設定
 ・グループ a の設定基準を定義した上で、全ての職員をグループ a から c に振り分け
 ・賃金改善の実施は、グループ a のみとすることも可能であり、また、グループ b や c を含めることも可能。（グループ a、b、c を設定した法人は、グループ a のみ、a b のみ、a b c 全てに実施、のいずれかを選択）
 ・賃金改善額が、グループ a はグループ b より高いこと
 ・賃金改善額が、グループ b はグループ c の2倍以上
 ・グループ c の職員のうち年額440万円を上回る者は賃金改善の対象外。また、グループ c の職員の賃金改善後の額が440万円を上回らないこと。

※各グループ内の一人ひとりの賃金改善額は、一律でも差があっても可

↓

⑥ グループ a のうち1人以上は賃金改善額が月額平均8万円以上又は年額440万円以上になる者を設定
 ※複数の事業所等を一括して届け出る場合は、事業所数以上の8万円等の者を設定
 ※設定できない場合は計画書（別紙様式 2-1 の 2（2）⑦）の所要欄に記載
 ※グループ a に現に年額440万円以上の者がいる場合は新たに8万円等の者を設定しないことも可（複数事業所一括届出の場合は事業所数から現に440万円以上の者の人数を引いた事業所数以上を設定）

【見える化要件】 ※令和3年度は算定要件とされない
 ・特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表している又は公表予定であること。
 ※介護サービス情報公表システムへの掲載で公表する場合は、令和2年度以降の県等からの報告依頼を受けて報告すること等により行う。（当該制度の報告対象外事業者は、事業者HPを活用する等、外部から見える形で公表）

↓

⑦ 計画書（別紙様式 2-1 及び 2-3）を作成し各指定権者に届出
 ※計画書の内容を全職員に周知して届出
 ※体制届も届出（特定加算を新規取得する場合又は加算区分変更の場合）

↓

⑧ 特定加算の算定額を上回る賃金改善を実施

↓

⑨ 実績報告書（別紙様式 3-1、3-2）を提出

<賃金改善額>
 ※特定加算による賃金改善額を加えた賃金の総額と前年度の賃金の総額の差額
 ※前年度の賃金の総額 → 前年の1月～12月の12ヶ月間の賃金総額（処遇改善加算、特定加算、事業者の独自改善分を除く）
 ※事業者の独自改善分は、処遇改善加算を初めて取得した年度以降に新たに行ったものに限る。
 ※事業者の独自改善分を除いた場合は、計画書（別紙様式 2-1 の 2（3））ハに独自改善分の内容等を記載